債権回収業務について　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　対象受検機関：大阪信用保証協会

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事務事業の概要 | 検出事項 | 改善を求める事項（意見） |
| １　大阪信用保証協会について  　　大阪信用保証協会（以下「協会」という。）は、信用保証協会法（昭和28年法律第196号）に基づく法人で、中小企業者が事業に必要な資金を借り入れる際、その公的な保証人になり、企業の健全な発展を支援することを目的としている。  ２　信用保証制度等について  　　協会では、信用保証制度、信用保険制度及び損失補償制度により、中小企業者に対する金融の円滑化を図っている。  （１）信用保証制度：中小企業者が金融機関から事業資金を借り入れる際、協会が信用保証料を受領し、公的な保証人となることにより、中小企業者の資金繰りを支援する制度。協会は、金融機関から融資を受けた中小企業者が、債務の履行が不可能になった場合、中小企業者に代わって、保証人として金融機関に債務の履行を行い（これを「代位弁済」という。）、協会が中小企業者の求償債権（協会では、求償債権のことを「求償権」と称している。以下「求償権」という。）の回収を行う。  （２）信用保険制度：協会は、利用者が納付した信用保証料から捻出した保険料を、信用保険契約に基づき、㈱日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）に支払う。代位弁済をした場合、協会は、公庫から代位弁済した元本金額の一定割合（概ね７割から８割）を保険金として受け取る。  協会は、代位弁済した求償権を回収した場合、回収金を保険金の受領割合に応じ公庫に納付する。  （３）損失補償制度：協会が代位弁済をした場合、大阪府及び大阪市の損失補償契約に基づき、府と市は代位弁済した元利金額の一定割合（概ね１割）を損失補償金として協会に支払う。協会は、代位弁済した求償権を回収した場合、回収金を損失補償金の受領割合に応じ府と市に納付する。  ３　信用保証の実績について　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：百万円）   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | |  | 令和２年度 | 令和元年度 | 平成30年度 | | 保証承諾額 | 3,238,712 | 909,098 | 815,656 | | 保証債務残高 | 4,061,145 | 2,207,426 | 2,212,649 | | 代位弁済額 | 25,010 | 36,563 | 36,696 |   ４　信用保証業務の流れについて  　　信用保証業務の流れは、次のとおりである。  （１）融資及び保証の申込：中小企業者が金融機関へ融資及び保証の申込みをする。  （２）保証依頼：金融機関は、融資することが適当であると判断した場合、信用保証委託申込書等の必要  書類を協会へ提出する。  （３）審査：協会は、保証依頼に対する審査を行う。  （４）保証承諾：審査の結果、協会が保証承諾を行う場合、金融機関に信用保証書を送付する。  （５）融資：金融機関は、信用保証書に基づいて融資を行う。この際、協会は、金融機関を通して中小企  業者から信用保証料を受領する。  （６）償還：中小企業者は条件に従って金融機関に借入金を返済する。  ５　代位弁済後の債権(求償権)回収業務について  （１）債権回収業務の流れについて  代位弁済後、債権回収を行う。  回収見込みがないものについては、管理事務停止を行い、法的に又は実質的に権利が喪失した場合は求償権整理を行っている。  （２）債権回収業務の内容について  業務の内容は次のとおりとなっている。  ア　代位弁済：中小企業者が借入金の返済ができなくなった場合、協会が中小企業者に代わって金融機関への返済を行う(債権が金融機関から協会に移る)。  イ　債権回収：協会が代位弁済を行った後、中小企業者はこれまで金融機関に返済していた借入金を協会に返済する。債権回収は、有担保求償権と同一債務者の無担保求償権については協会で直接管理・回収し、それ以外の求償権は原則として、サービサーである保証協会債権回収株式会社（以下「保証協会サービサー」という。）に委託している。なお、保証協会サービサーは、債権管理回収業に関する特別措置法（平成10年法律第126号。以下「法」という。）に基づき、法務大臣の許可（法務大臣許可番号第47号）を得て、全国の信用保証協会の共同出資により設立され、協会が保有する求償権の管理・回収を主たる業務としている。  ※令和２年度の実際回収額（元金及び損害金の合計）  ：105億39百万円  （うち協会回収分37億75百万円、保証協会サービサー回収分67億64百万円）  （ア）協会の債権回収業務について  債権回収担当者が実施する業務の流れは次のとおり  a　現状把握、資産調査：回収の相手方の資産状況や収入状況等の把握に努める。  b　返済交渉：相手方の実情を十分に踏まえながら回収交渉を行う。  c　催告　　：返済が滞った場合、催告を実施する。  d　法的措置：弁済約束の不履行が続き、誠意の見られない相手方に対しては、その効果を見極めながら法的措置を実施する。  （イ）保証協会サービサーの債権回収業務について  　　　　　　保証協会サービサーにおける受託債権の回収業務の流れは、協会の債権回収担当者が実施する回収業務の流れ（上記（ア））と同様で、債務者に対する催告等の交渉記録については、協会のシステムに入力し管理している。（保証協会サービサーも受託案件のみシステムを利用できる。）  （ウ）保証協会サービサーとの委託契約について  a　委託理由  有担保求償権の減少や第三者保証人を徴求しない無担保求償権の増加等により、回収状況は厳しくなっている。特に無担保求償権については、債務者の状況に応じたきめ細やかな対応を要し、粘り強く交渉を重ねる必要がある。このような管理は量的にも協会職員のみでは対応が困難であるため。  b　委託契約の内容  契約書及び覚書には下記（a）を定めているが、仕様書はなく、①回収交渉や催告の頻度等委託案件１件当たりの業務内容、②受託債権の管理及び回収の進捗状況について定期的な報告義務などの委託業務に関する履行確認についての定めはない。  （a）契約書等の主な記載事項  ○委託業務の内容  ・受託債権の管理及び回収を行う。  ○契約期間  ・契約は締結の日から６か月を経過した日までとし、期間満了の２週間前までに、協会、　保証協会サービサーから書面による申出がない場合は６か月間延長される。  ○委託手数料  ・委託案件１件当たりの基本委託手数料及び回収実績手数料を覚書に規定  ○受託者の義務  ・業務の遂行に関する善管注意義務  ・業務遂行にあたり、法その他法令、規則、条例、通達及びガイドラインを遵守し、客観的基準に照らし適当と認められる実務及び慣行によるものとする。  ・協会から求められた場合に受託債権の管理及び回収の進捗状況等の報告を直ちに行う。  ○業務の開始及び終了について  ・委託した場合は、協会は保証協会サービサーに求償権委託通知及び委託求償権明細一覧表を交付し、業務遂行に必要な情報を提供するものとする。  ・受託債権の全額を回収し、保証協会サービサーが協会に回収金を引き渡し、協会が回収金を充当処理した後、保証協会サービサーに当該充当の内訳を通知し、保証協会サービサーが通知を受領した際に受託業務が終了する。  （b）協会の履行確認について  協会に契約の履行確認の方法について確認したところ、協会は保証協会サービサーの大阪営業所に実際の業務を委託しており、①大阪営業所は保証協会サービサー本社から債権回収の基本方針が出ており、それに基づいて業務を実施していること、②本社から大阪営業所は検査を受けていること、③年に１回協会が大阪営業所を検査する体制となっていることからチェック体制はできていると説明があった。  ウ　管理事務停止： 回収に努めたものの、法的整理や回収相手方の生活が困窮し、無資力である等、将来回収の見込みがなく、管理を行う実益がないと認められる求償権について、公庫が定める管理事務停止事例一覧に基づき積極的に管理することを停止すること。委託案件について、管理事務停止を行うときは、保証協会サービサーの業務委託を解除し、協会が直接管理することになる。  ※令和２年度求償権管理事務停止額：1,250億7,361万６千円  エ　求償権整理： 管理事務停止債権のうち、法的に又は実質的に権利を喪失している求償権について、求償権整理取扱要領に基づき、消滅したものとして整理すること。  求償権整理取扱要領は、連合会が中小企業庁と協議の上作成したもので、全国統一の取扱いとしている。  ※令和２年度求償権整理額：1,352億4,463万２千円  （ア）求償権整理の手続  協会は、求償権整理を行う場合は、公庫に対し求償権整理届出書を提出し、公庫から整理求償権に該当することを確認した旨の通知を受けて、求償権を整理している。また、大阪府制度融資については、大阪府から事前に承認を受けている。  （イ）システムデータ及び債権書類一式の管理について  求償権整理に係るシステムデータ及び債権書類一式の取扱いについては、協会が定めた求償権整理取扱細則に基づき、求償権整理に係るシステムデータ及び債権書類一式は速やかに破棄している。一方、完済した求償権に係る書類は完済から５年、データは完済から10年で破棄している。  （求償権整理後のデータ等を速やかに削除する理由（協会の説明））  ・求償権整理に際しては、公庫から事前に承認を受けており、また、求償権残高については、連合会に毎月報告する必要があることから、速やかに削除している。  ・求償権整理取扱要領中に以下の記載があることから、中小企業庁は速やかなデータの削除を指示したものと判断している。「４．（2）整理した求償権については、毎月協会から連合会に報告している「代位弁済後の処理の状況」の「実際（対債務者）求償権残高」から削除するものとする」  　　　　　　⇒上記協会の説明については、完済により求償権残高が減少する場合にデータ等を速やかに削除しておらず、完済による場合と求償権整理による場合の整合性が取れていない。  （３）求償権の経理処理について  ア　求償権償却：民事再生手続開始等や債務者の死亡、行方不明のほか、事業再生の見込みがなく回収不能と認められる求償権や、代位弁済後５年を経過したものを対象に、連合会が定めた基準例に則り協会が定めた求償権償却基準に基づき求償権償却を行い、経理上の処理として、帳簿から削除すること  　　　　　　　求償権償却の処理は、代位弁済以降、求償権償却基準に該当した場合に行われ、帳簿からの削除は年度末に行われる。管理事務停止されていない求償権も代位弁済後５年が経過すれば償却され、その求償権は帳簿外で管理されている。  　　　　　 ※令和２年度求償権償却額：261億358万7千円  イ　償却後の求償権について  （ア）回収した場合の取扱いについて  協会及び保証協会サービサーは償却をした求償権であっても、損失補償契約に基づき補償を受けたものに係る求償権の保全及び回収に努めており、回収があった場合は、償却前求償権の回収と同様、代位弁済時に受領した保険金・損失補償の受領割合に応じて、回収金を公庫・大阪府等に納付している。  （イ）償却後の求償権額について  令和２年度財務諸表（貸借対照表）に記載のある求償権は61億6,278万6千円であるが、これ以外に求償権償却の処理により財務諸表の額から削除された求償権が１兆2,327億1,231万9千円あり、この額については、公表されていない。 | １　協会と保証協会サービサーの回収業務に関する委託契約書及び覚書には、回収交渉や催告の頻度等委託案件１件当たりの最低限実施すべき業務内容の定めや業務遂行に関する定期的な報告義務など履行確認に関する定めがなく、協会が委託業務に関し適正に履行管理できる契約内容となっていない。  ２　協会では、代位弁済後５年を経過した求償権については、回収可能な求償権　であっても、一律に償却している。そのため、協会が保有している管理事務停止されていない求償権の管理状況が不透明となっている。  ３　協会では、完済した求償権に関する書類は完済から５年、データは10年をもって破棄している。一方、求償権整理後の求償権に関する書類及びデータは、「求償権整理取扱要領」では廃棄の時期についての規定はないが、協会が独自に定める「求償権整理取扱要領細則」に基づき速やかに破棄しており、監査等で求償権整理が適正に行われたかを後日確認できない懸念がある。 | １　協会が主体的に委託業務の遂行に関して適正に履行管理できるよう、受託者が行う委託案件１件当たりの業務内容を明確にすることや委託業務遂行に関する定期的な報告義務を課すなど、履行確認に関する事項を契約書等に定めることを検討されたい。  ２　経営の透明性の確保の観点から、管理事務停止されていない求償権の総額や内訳、管理・回収状況について、より一層の透明性を確保する方策を検討されたい。  ３　求償権整理後の求償権に関する書類及びデータについては、他のデータの保存期間との整合性も考慮し、求償権整理後に確認・検証できるよう、速やかに破棄することなく、一定期間保存することを検討されたい。 |
| 措置の内容 | | |
| １．履行確認に関する事項を契約書等に定めることについて受託者と協議を行ったが、現契約の変更に至らなかったため、委託求償権の実質的な履行管理の観点から、四半期ごとに実施する定期的な情報交換会の場において、その業務内容等を確認することとし、また、現契約に基づき、受託者に対して年２回、履行状況等を記載した報告書の提出を新たに求めることとした。  　加えて、毎年実施している立入調査等を継続し、引き続き、履行確認を行っていく。  ２．管理回収状況については、従前より当協会のウェブサイトに掲載しているが、今回の監査委員の意見を踏まえ、方策を検討した結果、経営の透明性をより一層確保する観点から、帳簿上の求償権と償却済求償権の合計である実際求償権残高についてもウェブサイトに掲載した。  ３．一般社団法人全国信用保証協会連合会を通じて、求償権整理後の求償権データの取扱いについて中小企業庁に照会し、求償権管理の効率化に加え、再チャレンジの推進等を目的として、求償権整理後の求償権データは、速やかに削除するよう求められている旨、改めて確認した。  上記内容を踏まえ、再検討した結果、中小企業庁からの要請の趣旨より、求償権整理後の求償権データ等は、現行どおり日本政策金融公庫及び大阪府に求償権整理の届出を行い、それについて確認した旨の通知があるまで保管した後、削除・廃棄することとする。 | | |

監査（検査）実施年月日（委員：令和３年12月22日、事務局：令和３年10月18日から同月20日まで）

リース資産の計上誤り

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 大阪府土地開発公社 | 賃貸借契約について、ファイナンス・リース取引におけるリース資産に該当する場合は固定資産として計上しなければならないが計上していなかった。  このため、貸借対照表の資産及び負債が過少に計上されている。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 契約名 | 期間 | 金額 | 内容 | | 公社業務システム端末等の賃貸借 | 平成28年７月１日  ～  令和３年６月30日 | 15,539,040円 | プリンター12台  PC79台 | | 公社業務システム端末等の賃貸借 | 平成30年６月１日  ～  令和５年５月31日 | 6,596,640円 | プリンター６台  PC18台  ルーター８台 | | 公社業務システムサーバ等の賃貸借 | 平成28年11月１日  ～  令和３年10月31日 | 13,575,600円 | ホストサーバ２台  メールサーバ１台  管理サーバ１台 | | 公用自動車の賃貸借 | 平成30年４月２日  ～  令和３年４月１日 | 3,825,792円 | ６台 | | 検出事項について、速やかにリース資産として登録するとともに、今後は適正な事務処理を行われたい。   |  | | --- | | 【土地開発公社経理基準要綱】  （適用の一般原則）  第１条　土地開発公社（以下「公社」という。）が作成する決算に関する書類のうち、貸借対照表、損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらの付属明細表（以下「財務諸表」という。）の用語、様式及び作成方法は、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号。以下「法」という。）及び公有地の拡大の推進に関する法律施行規則（昭和47年建設省令第１号。以下「令」という。）に定めのあるもののほか、この要綱に定めるところによるものとし、この要綱に定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。  【リース取引に関する会計基準の適用指針】  （ファイナンス・リース取引に係る借手の会計処理）  21.　ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行うとされている（リース会計基準第９項）。借手の行ったリース取引が所有権移転外ファイナンス・リース取引と判定された場合には、リース取引開始日に、リース物件とこれに係る債務を、リース資産及びリース債務として計上し、第22項から第33項の方法に従い会計処理する。  34.　個々のリース資産に重要性が乏しいと認められる場合は、オペレーティング・リース取引の会計処理に準じて、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができる。 |  |  | | --- | | 35.　個々のリース資産に重要性が乏しいと認められる場合とは、次の  (1)から(3)のいずれかを満たす場合とする。  (1)　重要性が乏しい減価償却資産について、購入時に費用処理する方法が採用されている場合で、リース料総額が当該基準額以下のリース取引  ただし、リース料総額にはリース物件の取得価額のほかに利息相当額が含まれているため、その基準額は当該企業が減価償却資産の処理について採用している基準額より利息相当額だけ高めに設定することができる。また、この基準額は、通常取引される単位ごとに適用されるため、リース契約に複数の単位のリース物件が含まれる場合は、当該契約に含まれる物件の単位ごとに適用できる。  (2)　リース期間が１年以内のリース取引  (3)　企業の事業内容に照らして重要性の乏しいリース取引で、リース契約１件当たりのリース料総額（維持管理費用相当額又は通常の保守等の役務提供相当額のリース料総額に占める割合が重要な場合には、その合理的見積額を除くことができる。）が300万円以下のリース取引  なお、(3)の場合、１つのリース契約に科目の異なる有形固定資産又は無形固定資産が含まれている場合は、異なる科目ごとに、その合計金額により判定することができるものとする。 | | ファイナンス・リース取引におけるリース資産について固定資産として計上するため、令和４年３月29日開催の理事会の承認を得て、会計規程について所要の改正を行った。  この規程改正を受け、リース資産の固定資産計上について監事と協議し、リース資産の対象については、リース期間が１年以上で、１件当たりのリース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引案件とすることとした。  この方針に基づき決算処理を行い、令和４年５月23日開催の理事会において令和３年度決算について承認を得たところである。  今後、リース資産については、会計規程等に基づき適切に資産計上し、適正な会計処理を行うこととする。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和3年11月24日から同月25日まで）